

平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 P R T I M E S
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード : 3922 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 経営企画本部長 寺澤 美砂
(TEL. 03-6455-5464)

**第三者割当による新株予約権の発行
及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ**

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 4 月 1 日
(2)	発行新株予約権数	1,440 個
(3)	発 行 價 額	144,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円）
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	144,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	333,072,000 円（差引手取概算額：323,572,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：144,000 円 新株予約権行使による調達額：332,928,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 價 額	1 株当たり 2,312 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	税理士法人トラストに対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の現在及び将来の取締役及び従業員並びに顧問（以下「当社役職員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。当社は、平成 28 年 7 月 13 日に公表した中期経営計画において、平成 33 年 2 月期における営業利益目標を 10 億円と設定しておりますが、当該水準は過去の業績推移と比較して、一段と高い位置に設定しているため、その途中経過も評価対象とすることにより中長期的且つ着実な成長を実現させるべく、行使条件を 4 段階としております。また、このように段階的な行使条件にすることにより、当社の業績向上に向けて必要となる投資が抑制されることがな

	<p>いように配慮しております。</p> <p>また、本新株予約権を行使するためには、当社への勤続年数が少なくとも5年を要するよう設定することにより、受益者となる当社役職員等の当社への継続的な貢献を期待しております。なお、顧問については、当社サービスに係る顧客紹介などを行うアドバイザーを想定しており、当該顧問を本インセンティブプランの受益者に含めることにより、当該顧問に対しても当社の企業価値向上への意欲及び士気の向上を図ることを期待しております。</p> <p>当社は、本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、従業員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者(以下「受益者」という。)は、平成32年2月期乃至平成33年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 700百万円を超過した場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70% (b) 800百万円を超過した場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち80% (c) 900百万円を超過した場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち90% (d) 1,000百万円を超過した場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100% <p>本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p>
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である山口拓己を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、当社の税務顧問である税理士法人トラストを受託者（以下「本受託者」または「税理士法人トラスト」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出することで、本受託者がその資金を用いて本新株予約権の総数を引受け、払い込み、本新株予約権を取得します。そして、本受託者は、本新株予約権を平成33年5月31日（以下、「交付日」といいます。）まで継続的に管理し、交付日付で、当社が指定した当社役職員等（但し、委託者である山口拓己は除かれます。）に対して、交付します。

当社による指定は、本新株予約権の具体的な配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って行われます。当社の定める交付ガイドラインでは、当社の取締役（但し、委託者及びその親族を除く。）及び／又は監査役数名によって構成され、社外取締役及び社外監査役が過半数を占める評価委員会が、当社役職員等のうち、社外取締役を除く当社の取締役及び従業員を対象に、(i)特に現在の従業員のうち過去にストックオプションを引き受けたことがない者に対する公平を保つための平準化措置として（現在の従業員が交付日まで当社に勤続していた場合に1回）、(ii)新入社員に向けたインセンティブとして（採用の都度）、(iii)役職員の昇格時に実施するインセンティブとして（昇格があった都度）、(iv)単年度ごとの業績貢献に対する評価に応じたインセンティブとして（毎年5月に1回）、又は、(v)平成33年2月期までの当社の企業価値向上に向けた貢献度合い（利益の向上、組織力の強化、新規事業の立ち上げなど）に対する総合的な評価に応じたインセンティブとして（平成33年5月に1回）、それぞれポイントを付与していくものとされております。また、当社の社外取締役及び顧問に対しては(vi)業績向上への貢献を評価した特別インセンティブとして、平成33年5月に1回、ポイントを付与することとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社役職員等に対して付与されることとなつたポイントの数を集計し、各自が保有するポイントの数に応じて受益者及びその者に交付すべき本新株予約権の個数を最終的に決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります（本インセンティブプランの詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

このように、当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、過去の貢献に報いることを目的とした(i)の場合と、将来の業績への貢献意欲を惹起することを目的とした(ii)の場合に加え、当社役職員等ごとの貢献度に応じて、定められた将来の分配時期において本新株予約権の交付対象者とその者に対する交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプションや有償新株予約権を用いた従来のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならなかつたり、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になつたりするなどといった課題がありました。これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、((iii)ないし(vi)の場合)当社役職員等の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員等に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、(i)の場合についても、交付日まで当社に勤続していた現在の当社の取締役及び従業員にのみ本新株予約権を交付することができ、退職者が出了場合にも本新株予約権が失効して無駄になつてしまふことがなく、(ii)の場合についても、発行後入社する役職員に新たに新株予約権を発行することなく、新株予約権を付与することが可能となっており、従来のインセンティブプランでは実現し得なかつた柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員等で分配することになるため、より一層当社へ

の貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

加えて、本新株予約権には、業績達成条件が設定されており、営業利益に関する4段階（7億円、8億円、9億円、10億円）の業績目標を定めることで、過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的且つ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

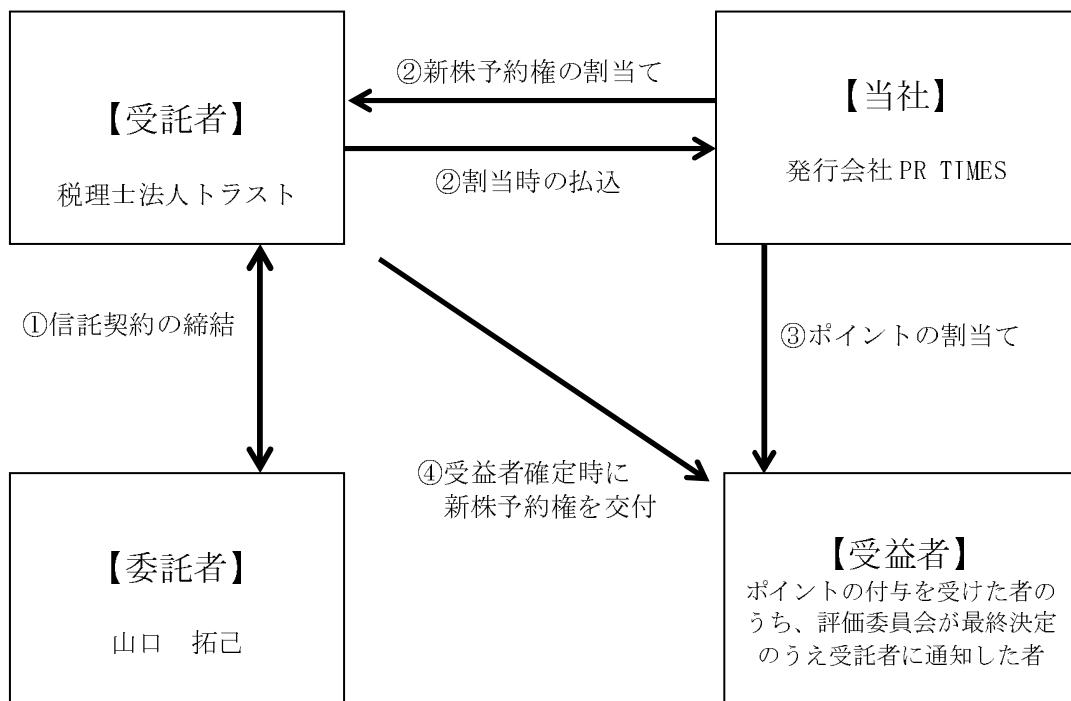
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、当社は、本日付けで当社代表取締役である山口拓己を対象として、本新株予約権と同一の業績条件を設定した第3回新株予約権の発行に関する取締役会の決議を行っております。これは、本信託の性質上、委託者である山口拓己だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことや、当社の代表取締役であり第6位の大株主でもある山口拓己に対しては、本インセンティブプラン外で直接第3回新株予約権を交付したとしても、十分な貢献を期待することができるものと考えられることを理由とするものであり、本インセンティブプランと、従来型の有償新株予約権をあわせて活用することにより、当社の役職員及び顧問全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。なお、詳細につきましては、本日公表の「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本信託の概要＞

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	山口 拓己
受託者	税理士法人トラスト
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	平成 29 年 3 月 31 日
信託期間満了日	平成 33 年 5 月 31 日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者確定手続き	本信託契約書の定めに従い、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 29 年 3 月 31 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員等の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記＜本インセンティブプラン導入の目的および理由＞に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である山口拓己が本受託者である税理士法人トラストとの間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 29 年 3 月 16 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である税理士法人トラストは、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社役職員等は、信託期間中の当社への貢献度に応じて、交付ガイドラインに基づき、本新株予約権を交付する際の個数の基準となるポイントを与えられます。
- ④ 交付日に当社に所属している当社役職員等の中から受益者が確定し、与えられていたポイントの数に応じて、最終的に計算された個数の本新株予約権が受託者から受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
333,072,000	9,500,000	323,572,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（144,000円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（332,928,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点での金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定ですが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日（平成29年3月15日）の東京証券取引所における当社株価終値2,312円/株、株価変動性（ボラティリティ）60.10%、配当利回り0%、無リスク利子率0.087%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,312円/株、満期までの期間10年、業績条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である100円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値2,312円を参考として、当該終値と同額の1株2,312円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに關し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は144,000株（議決権数1,440個）であり、平成29年2月28日現在の当社発行済株式総数3,260,000株（議決権数32,597株）を

分母とする希薄化率は4.42%（議決権の総数に対する割合は4.42%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。また、本新株予約権と同時に発行される第3回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数36,000株（議決権数360個）を加算した場合、希薄化率は最大で5.52%（議決権の総数に対する割合は5.52%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権及び同時に発行される第3回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式の総数180,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約26,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a)	名 称	受託者 税理士法人トラスト
(b)	所 在 地	東京都千代田区麹町3番3号
(c)	代表者の役職・氏名	代表社員・CEO 田中 雄一郎
(d)	事 業 内 容	会計コンサルティング、税務コンサルティングなど
(e)	資 本 金	1,500,000円
(f)	設 立 年 月 日	平成16年10月
(g)	従 業 員 数	15名
(h)	主 要 取 引 先	上場企業、非上場企業
(i)	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行
(j)	出資比率	田中 雄一郎 67% 足立 好幸 33%
(k)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社の税務顧問であります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年3月16日現在のものであります。

2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役 荒川一枝）により確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である税理士法人トラストの厚意により、受託に際して信託報

酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることができます。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士法人であり、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

以上の理由から、当社は、税理士法人トラストを本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である受託者税理士法人トラストは、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日（平成 33 年 5 月 31 日）まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者から信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨を確認しております。また、委託者が個人資産として当初信託金を十分に保有している旨については、委託者の預金通帳の写しにより確認を行っております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社ベクトル	58.29%	株式会社ベクトル	55.24%
GMCM Venture Capital Partners I Inc (常任代理人 濱崎一真)	9.82%	GMCM Venture Capital Partners I Inc (常任代理人 濱崎一真)	9.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.50%	山口拓己	4.71%
山口拓己	3.87%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.26%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.96%	野村信託銀行株式会社（投信口）	1.86%
株式会社 SBI 証券	1.49%	株式会社 SBI 証券	1.42%
楽天証券株式会社	1.47%	楽天証券株式会社	1.40%
山田健介	1.23%	山田健介	1.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.95%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.90%
松井証券株式会社	0.88%	松井証券株式会社	0.84%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 2 月 28 日現在の株主名簿上の所有議決権数に基づき算出しております。
2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 2 月 28 日現在の所有議決権数を、平成 29 年 2 月 28 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である税理士法人トラストは、割り当てられた本新株予約権の信託に係る事務

手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。

5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 28 年 10 月 13 日に発表いたしました平成 29 年 2 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期
売上高	670 百万円	846 百万円	1,080 百万円
営業利益	81 百万円	92 百万円	180 百万円
経常利益	82 百万円	92 百万円	176 百万円
当期純利益	45 百万円	48 百万円	114 百万円
1 株当たり当期純利益	20.52 円	18.55 円	44.52 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	102.66 円	125.82 円	170.34 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,260,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	— 株	— %

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
始 値	—	—	2,130 円
高 値	—	—	2,838 円
安 値	—	—	1,110 円
終 値	—	—	2,615 円

（注）当社は平成 28 年 3 月 31 日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近 6 か月間の状況

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
始 値	1,470 円	1,395 円	1,640 円	1,642 円	2,145 円	2,597 円
高 値	1,499 円	1,700 円	1,669 円	2,300 円	2,838 円	2,747 円

安 値	1,333 円	1,220 円	1,345 円	1,623 円	1,885 円	2,200 円
終 値	1,394 円	1,640 円	1,602 円	2,169 円	2,615 円	2,312 円

(注) 3月の株価については、平成29年3月15日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

平成29年3月15日	
始 値	2,430 円
高 値	2,430 円
安 値	2,200 円
終 値	2,312 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募増資

払込期日	平成28年3月30日
調達資金の額	567,088 円 (差引手取概算額 : 562,088 円)
発行価額	1,340 円
募集時における 発行済株式数	2,570,000 株
当該募集による 発行株式数	460,000 株
募集後における 発行済株式総数	3,030,000 株
発行時ににおける 当初の資金用途	設備投資 360,000 千円、広告宣伝費 100,000 千円、 借入金返済 100,000 千円等
発行時ににおける 支出予定期	平成28年3月～平成30年2月
現時点における 充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

・オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	平成28年5月11日
調達資金の額	140,539,200 円 (差引手取概算額 : 140,539,200 円)
発行価額	1,340 円
募集時における 発行済株式数	3,030,000 株
当該募集による 発行株式数	114,000 株
募集後における 発行済株式総数	3,144,000 株
割当予定期先	株式会社SBI証券
発行時ににおける 当初の資金用途	設備投資 360,000 千円、広告宣伝費 100,000 千円、 借入金返済 100,000 千円等
発行時ににおける 支出予定期	平成28年5月～平成30年2月
現時点における 充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

株式会社 P R T I M E S 第4回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

1,440 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 144,000 株とし、下記 3.(1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金額

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 2,312 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 33 年 6 月

1日から平成39年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 謾渡による新株予約権の取得の制限

譾渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は、平成32年2月期乃至平成33年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各受益者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 700百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%
 - (b) 800百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち80%
 - (c) 900百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち90%
 - (d) 1,000百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- ③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあり、かつ、当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上あることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年4月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または

株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年4月1日

以上